

仕様書番号：第 74 号
作成年月日：令和5年12月7日
作成責任者：技官 高橋 承子

35号隊舎他冷温水ポンプ補修

宇都宮駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 件 名：35号隊舎他冷温水ポンプ補修
- 2 作業場所：栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地
- 3 作業概要：冷温水ポンプ交換 1式

4. 一般事項

- (1) 本件は本仕様書による他、関係諸規則及びメーカー仕様によるものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
- (3) 現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
- (4) 作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
- (5) 使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側検査を受け合格したものを使用する。
- (6) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (7) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (8) 作業写真は、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び施工後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。
- (9) 本作業に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
- (10) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
- (11) 作業完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。
- (12) 本件は、令和6年3月29日までの間で、官側と調整した日時を実施するものとする。

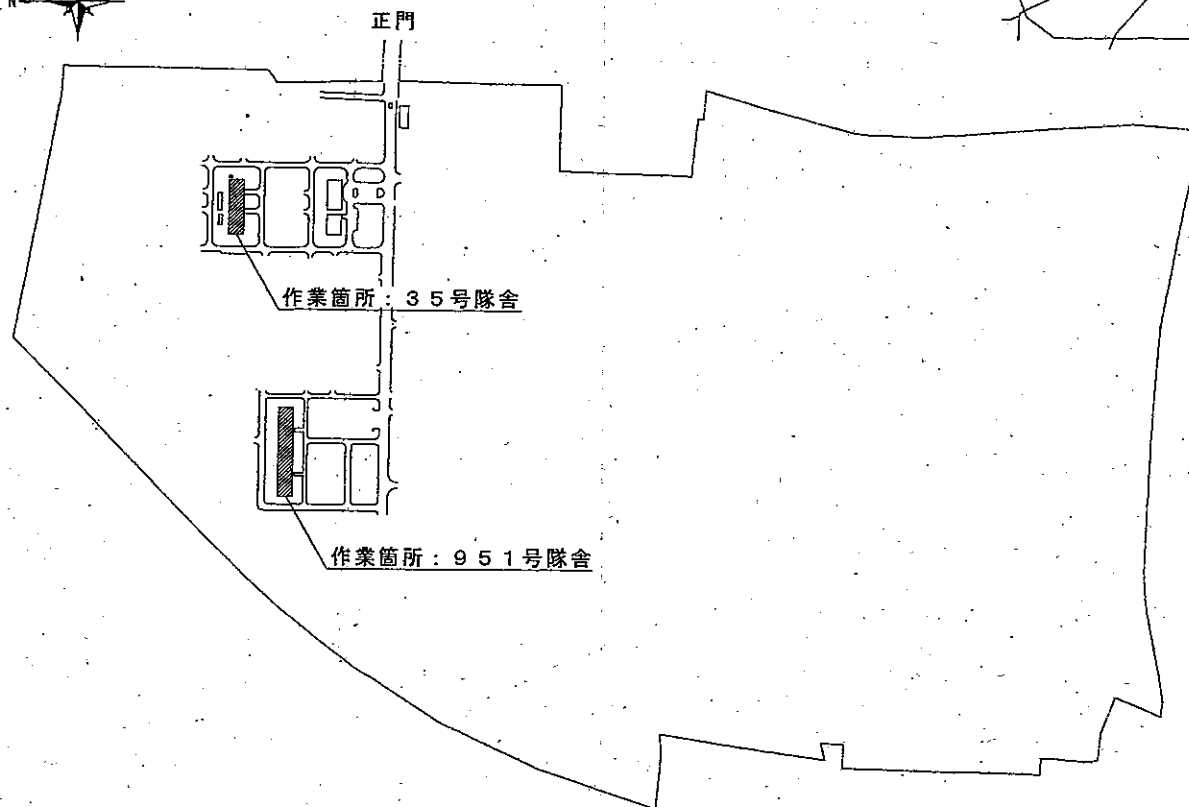
5 特記事項

- (1) 本件の対象機器の型式等は、次のとおりとする。

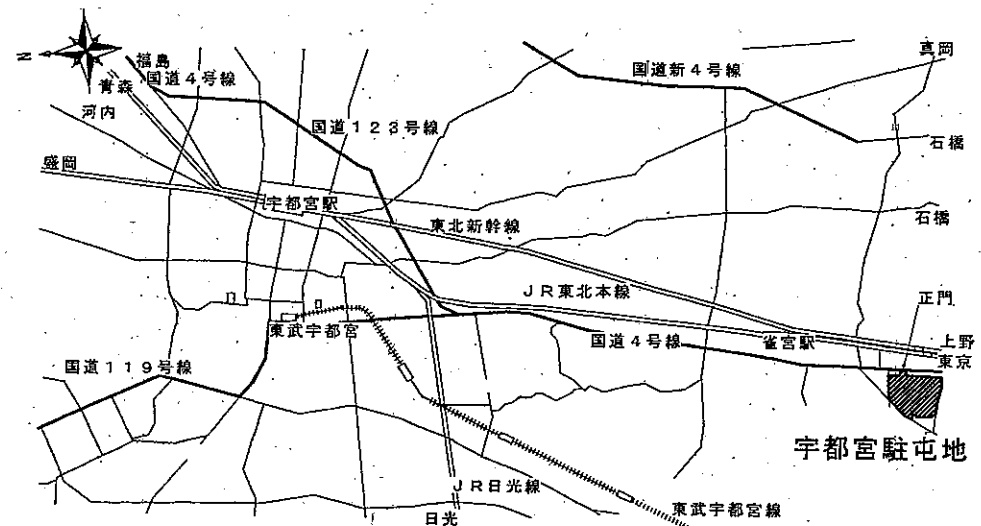
建物名	機器名	製造会社	型 式	数 量
35号 隊 舎	冷温水ポンプ	荏原製作所	65×50FS2G53.7	2台
951号 隊 舎	冷温水ポンプ	荏原製作所	65×50FS4J53.7	2台
			80×65FS4H53.7	2台
	冷却水ポンプ	荏原製作所	100×80FS4K511	1台

- (2) ポンプ接続配管の取合い部分については見込むものとする。
- (3) 試運転調整を実施し、機器が正常な機能を発揮していることを確認すること。
- (4) 各機器に異常を発見した場合は速やかに監督官に報告するものとし、補修方法及び見積書を提出するものとする。
- (5) 仕様書に記載なき事項でも技術上当然すべき事項は実施すること。
- (6) 本件の作業は、契約締結後速やかに実施するものとし、細部日程については、監督官との調整によるものとする。

件 名	35号隊舎他冷温水ポンプ補修	図面番号	1 / 4
種 別	仕様書	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

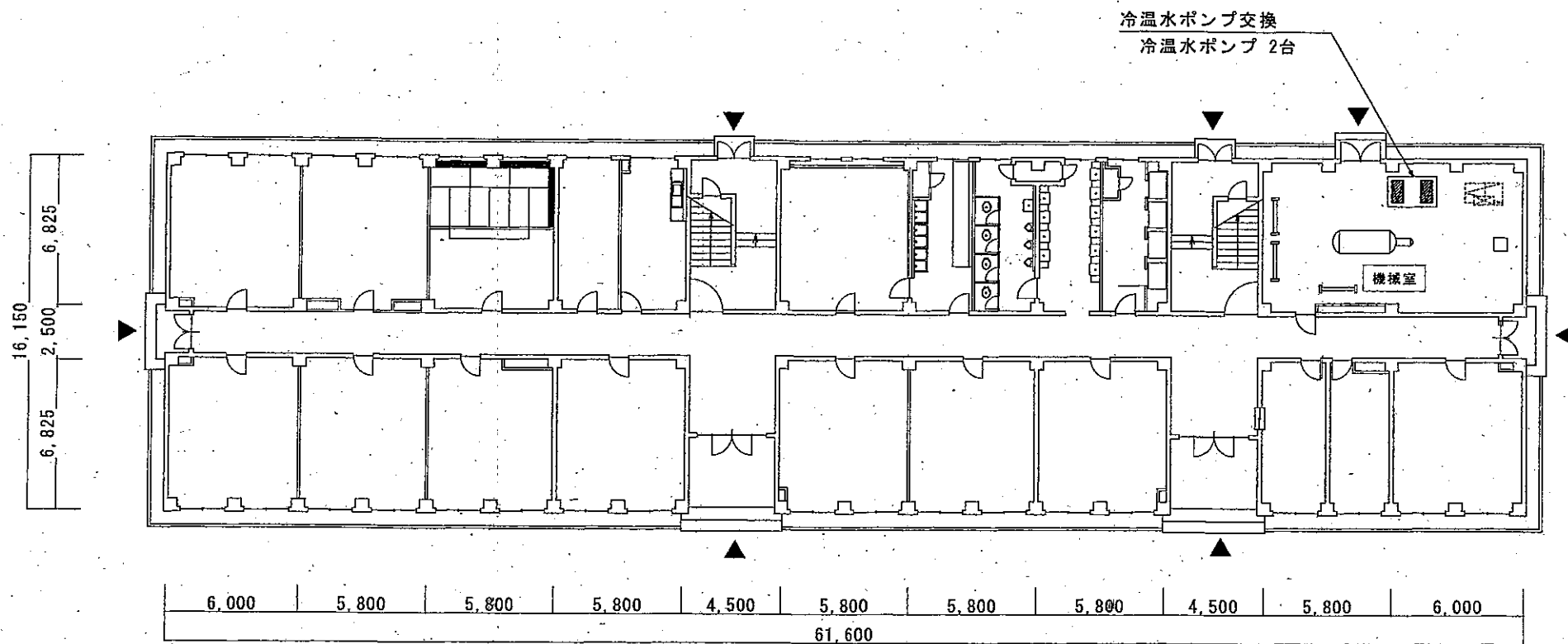


配置図



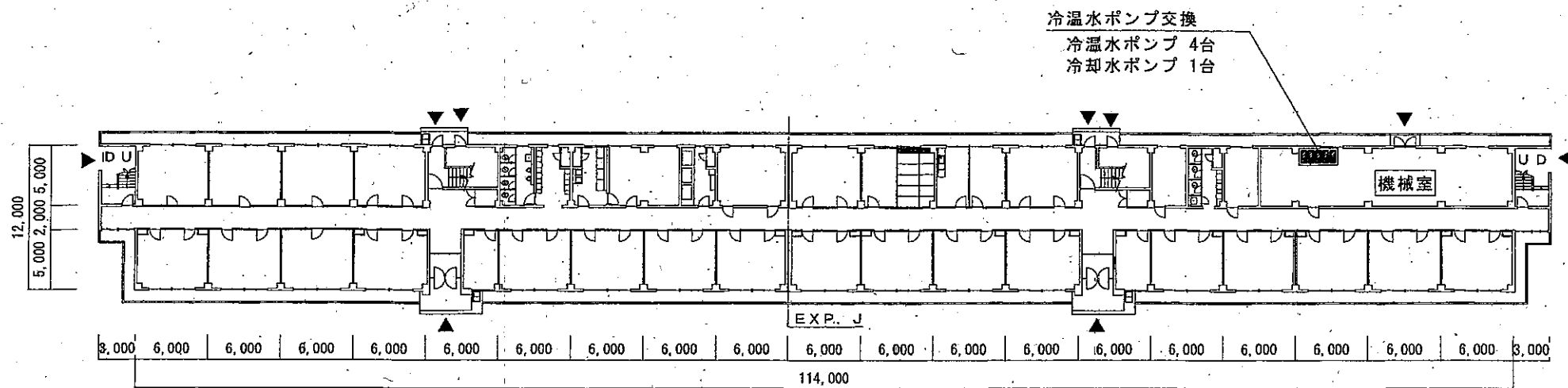
案内図

件名	35号隊舎他冷温水ポンプ補修	図面番号	2 / 4
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



35号隊舎1階平面図 S=1:200

件名	35号隊舎他冷水ポンプ補修	図面番号	3 / 4
種別	35号隊舎1階平面図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



951号隊舎1階平面図 $\frac{1}{350}$

件名	35号隊舎他冷温水ポンプ補修	図面番号	4 / 4
種別	951号隊舎1階平面図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		